南関町農作業等標準労働賃金について

南関町農業委員会では、令和5年4月10日開催の第1回農業委員会総会で、農作業等標準労働賃金を左記のとおり決定しましたのでお知らせします。

この金額は、農家の皆さんが農作業等を委託または受託する時の目安ですので、双方の話合いのうえ決定してください。

南関町農作業等標準労働賃金

単位:円(税込)

作業項目	単位	金額(円)	備考
一般農作業	1 🖯	6,900	1日=8時間、熊本県最低賃金:853円(1時間)
荒起こし(1回目)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
2回目以降耕耘	10a当	5,000	ほ場整備済の田
		6,000	未整備田
代かき(たてよこ1回ずつ)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
肥料散布	10a当	1,000	肥料は委託者が準備
肥料·農薬散布	10a当	1,500	肥料・農薬は委託者が準備
機械田植 (苗は作業委託者が準備)	10a当	7,000	ほ場整備済の田
		8,400	未整備田
畑耕耘	10a当	5,000	
バインダー稲刈	10a当	9,000	紐は受託者で準備
脱穀	10a当	8,000	
コンバイン刈取	10a当	15,000	ほ場整備済の田
		18,000	未整備田
		18,000 稲の倒伏	ほ場整備済の田
		21,600 稲の倒伏	未整備田
生籾運搬	10a当	1,000	
乾燥(籾摺り一連)	30kg当	700	掛け干し
		1,000	生粉
籾摺り	30kg当	450	
畦塗り	1m当	70	

- ●農業機械使用にともなう燃料は、機械主持ちとなります。
- ●熊本県最低賃金の効力発生日は、令和4年10月1日からです。
- ●最低賃金が改定され、作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の額に読み替えるものとします。

過 農業委員会 ☎57-8509

民生委員・児童委員特別表彰

主任児童委員 勤続24年 特別表彰

たけだ ふきこ 房子さん

(関下)

主任児童委員として、24年間活動されました。 その功績を称え、厚生労働大臣特別表彰が授与されました。



過 福祉課 福祉係 ☎57-8503

インボイス制度説明会・ 登録申請相談会の開催

制度の円滑な導入に向け、一般の事業者が誰でも 参加できる説明会を開催します。制度説明の後、登 録申請書の記載方法について説明します。

個人事業者の方は、マイナンバーカードおよびスマートフォンをご持参いただくと、その場で e-Taxによる登録申請ができます。

- 1 と き 5月15日(月) 午後2時~午後4時 定員14人
- 2 ところ 玉名税務署 2階共用会議室
- 3 連絡先 72-2125
 - ※お電話の際は、音声ガイダンスに 沿って[2]を選択してください。
- 4 留意事項 事前申込となっています。開催日の 前日午後5時までにお電話でお申し込 みください。

圖 玉名税務署 ☎72-2125

~トマト類生産者の皆さんへ~ トマト黄化葉巻病対策のお願い

玉名管内では、トマト黄化葉巻病が発生しており、この 病気が多発するとトマトの栽培に甚大な被害を与える可 能性があります。(下写真参照)。

このため、トマト黄化葉巻病の撲滅を図ることを目的 に、**本年については、**以下の2点の対策をお願いします。

①栽培終了後は、7月17日までにハウスの閉め込み(鋤き込み)を実施

②定植は、天井被覆フィルム、防虫ネットを設置して8月 15日以降に実施

【一般の家庭菜園の方へ】

一般の家庭菜園でも、トマト黄化葉巻病の発病株を放置 しておくと、他のトマトに、次々に伝染していきます。

発病株を見つけたら直ちに抜き取り、土中に埋めるか、 肥料袋等に入れ、密閉して処分していただくよう協力をお 願いします。

【トマト以外の作物について】

ナス、アスパラガス、オクラ等他の作物においても、コナ ジラミ類の防除に協力をお願いします。







⑤ 玉名地域緊急病害虫防除対策会議事務局 ☎74-2193 玉名地域振興局農業普及・振興課 野菜産地づくり支援班

繁殖期の野鳥保護親鳥 および指導取締強化月間

春は野鳥の繁殖期です。ヒナが地面に落ちているのを見かけたら、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

県では5月10日からの1か月間を指導取締強化 月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。 野生鳥獣や鳥類の卵は、鳥獣の保護および管理並び に狩猟の適正化に関する法律により、狩猟による捕 獲、許可を受けたもの以外は原則としてその捕獲、殺 傷または採取が禁止されています。

野生鳥獣(メジロ、ホオジロなど)の愛がん飼養目 的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあるこ とから許可していません。

ただし、平成24年3月31日までに許可を得て 捕獲し飼養登録済みの個体は、更新手続きを行うこ とで引き続き飼養することができます。

詳しくは、経済課、または玉名地域振興局林務課に お問い合わせください。

過 経済課 農林振興係 ☎57-8504玉名地域振興局 林務課 ☎74-2138